

一般社団法人情報科学技術協会 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、法令の定めるところにより、一般社団法人情報科学技術協会（以下、「協会」という。）の情報公開に関する必要な事項を規定し、協会が公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報や会の運営に支障を来すような情報がみだりに公開されることのないよう最大の配慮をするものとする。

(利用者の責務)

第3条 この規程に基づき情報公開の対象資料を閲覧ないしは複写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利などを侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の対象とする資料)

第4条 協会の情報公開の対象とする資料は、定款第52条に掲げた文書とする。ただし、検定試験にかかわる文書、個人情報を含む文書、その他理事会が不開示と判断したものは公開対象としない。

(情報公開の方法)

第5条 協会は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き及びインターネットの方法により行うものとする。

2 この協会の公告は定款第53条に定める方法により行う。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第6条 協会の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、本協会事務所とする。

2 閲覧の日は、事務所営業の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後4時までとする。ただし、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

第7条 閲覧希望者から定款第52条第1項に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、必要な対応を行う。複写については、利用者の実費負担によりこれに応ずる。

(管理)

第8条 協会の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(附則)

1. この規程の改訂は、理事会にて行う。
2. 2017年11月15日理事会にて制定され、同日から施行した。